

## 工事請負契約書の改正について

契約当事者間の対等性の確保、施工体制の合理化等を図る観点から、工事請負契約書の改正を行います。

### 1. 改正事項

#### 契約当事者間の対等性の確保

(1) 約款中の呼称を「甲」「乙」から「発注者」「受注者」に変更

(2) 工期延長に伴う費用増について当事者間の負担の明確化

- ・ 工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨の規定を追加。

#### 施行体制の合理化

○ 現場代理人の常駐義務の緩和

- ・ 一定要件のもとに、現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととすることができる規定を新設。

### 2. 改正時期

平成23年4月1日から施行し、平成23年4月1日以降に公告する工事から適用する。